

# 令和6年度 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のご案内

「介護福祉士実務者研修受講資金（実務者研修受講資金貸付事業）」は、介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する場合に必須要件となった、介護福祉士実務者研修を受講する方に、その受講に必要な資金を貸付する制度です。

介護福祉士資格登録後に、神奈川県内で介護等の業務に2年間<sup>\*</sup>継続して従事された場合は、返還免除の申請が可能となります。

<sup>\*</sup>ここでいう2年間とは、介護福祉士として730日在籍し、うち360日以上または週20時間以上の従事となります。

＜貸付要件等＞ 次の①～④の要件をすべて満たす人で、かつ申請受付期間内であること

① 貸付申請時に実務者研修施設に在学中である（※1）

（実務者研修をすでに修了した方は対象となりません）

② 介護福祉士資格登録後、神奈川県内で「介護等の業務」（※2）に従事する意思がある

③ 貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する方（※3）

④ 貸付申請時点で65歳以下の方

（※1）「在学中」とは、自宅学習を含めた実務者研修（合格対策講座等は除く）の受講開始日から実際の修了日までをいいます。

（※2）「介護等の業務」については、添付資料『別表1【返還猶予または返還免除対象の「介護等の業務」に該当する施設および職種について】』を参照ください。

（※3）令和6年度申請分については、令和7年（2025年）1月実施の介護福祉士国家試験の受験要件を満たす期間までに研修を修了し、同国家試験を受験する方が対象となります。

＜貸付申請受付期間＞

令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)当日消印有効

※令和6年10月1日(火)以降の消印の提出書類は受付できません。

※申請書の受付は郵送のみです。人材センター窓口での受付はしておりません。

＜貸付額＞ 200,000円以内 一人 1回限り（無利子）

実務者研修費用（授業料、教材費）の他、参考図書・交通費、国家試験の受験料 等

## ※連帯保証人について

・本貸付には必ず連帯保証人が必要となります。

日本国内に居住し（外国籍の方は在留資格が永住者であること）、

貸付申請時に20歳以上、80歳以下で、原則独立の生計を営むなど安定した収入がある方（同一生計で他に収入がある方を連帯保証人に立てる場合は、年収84万円以上の方）

## ※留意事項

・申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。

・連帯保証人は、自身が借受者となることはできません。また、複数の連帯保証人となることはできません。

## ◆実務者研修受講資金貸付申請手続きの主な流れ

### 申請書類の準備

申請に必要な書類を準備してください。  
留意事項に注意して書類を記入してください。  
既に実務者研修を修了した方は申請できません

- ◆鉛筆・消せるボールペンや浸透印（スタンプ式印鑑）は使用しないでください。
- ◆留意事項が守られていないものや書類が揃っていないものは、受付できません。

### <申請手続きに必要な書類>

書類名	留意事項
① 貸付申請書（様式 1）	別添の記入見本を参考に記入してください 連帯保証人の欄は、全て連帯保証人にて記入してください 申請者と連帯保証人は別々の印鑑を使用してください 住所、氏名は住民票と同様の記載内容を記入してください
② 業務従事期間証明書 （様式 7）	発行から3か月以内のもの
③ 実務者研修施設の在学証明書	実務者研修施設発行のもの （目安として発行日から6か月以内のもの）
④ 3か月以内の住民票 （申請者と連帯保証人）	申請者および連帯保証人の分（申請者と連帯保証人が、同一の住民票に記載されている場合は1通で可） 発行から3か月以内のもの マイナンバーの記載のないもの ※外国籍の場合、国籍、在留資格、在留期間が明記されているもの
⑤ 個人情報の取扱いについての同意書（様式8）	申請者・連帯保証人の署名、捺印が必要となります 申請者と連帯保証人は別々の印鑑を使用してください
⑥ 申請前の確認事項	貸付申請の要件を満たしているか、提出前にご確認ください。
⑦ 申請書提出チェックリスト	提出前に必ずチェックください

★①～⑦のほか、貸付審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。  
また、貸付申請書類の返却は致しません。

貸付申請書提出  
（受付期間中に  
郵送にて提出）

貸付申請受付期間内に、郵送にて、申請書類を提出してください。  
※貸付申請受付期間外に申請書を提出した場合は、申請受付できません。

貸付審査開始

申請書類が全て揃いましたら、貸付審査を開始します。  
審査の結果により、貸付できない場合もあります。  
（審査内容等についてはお答えできません）

貸付決定通知

貸付決定通知を申請者および連帯保証人へ郵便でお送りします。  
決定まで、おおむね2ヶ月程度かかりますので、通知が届くまでお待ちください。

## ◆実務者研修受講資金貸付決定後の主な流れ

貸付決定された方へ、貸付決定通知書とその後のお手続きに必要な書類を郵便でお送りいたします。  
⇒詳細については、貸付決定後にお送りする「介護福祉士実務者研修受講資金の手引き」をお読みください。



借用証書等必要な書類について、貸付決定通知と同封の案内及びチェックリストを参照しながら揃えてください。

- ①借用証書 ②重要事項説明書
- ③印鑑登録証明書（借受者、連帯保証人各1部ずつ）
- ④振込依頼書 ⑤振込口座の通帳コピー

※借用証書には、収入印紙の貼付及び割印、借受者と連帯保証人の実印及び署名が必要となります。

※提出期限までに郵送にて提出してください。

⇒提出期限は、貸付決定日よりおおむね1カ月後となります。

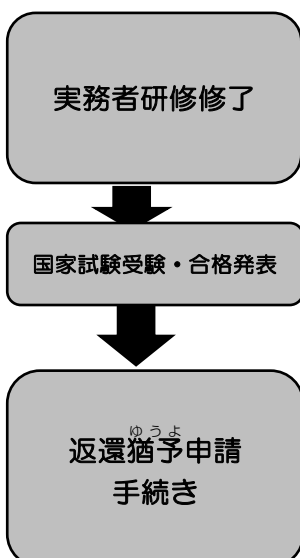
**提出期限を過ぎた場合は、借用証書は無効となり、貸付することができません。**

※配達記録が残る「簡易書留」「レターパック」での提出をお勧めします。

指定口座に一括で送金します。送金後に「送金のお知らせ」を郵便でお送りします。（送金まで、おおむね1ヶ月程度かかります。）

**※送金日の指定、送金日の事前お知らせ等については対応しておりません。**

## ◆実務者研修修了後から国家試験受験までの手続きについて



研修修了後に研修施設より「実務者研修修了証明書」が発行されますので、必ずお手元にコピーを保管しておいてください。

※修了証明書の原本は試験センター提出用となります。ご注意ください。  
**注意！！「修了見込証明書」ではありません。**

国家試験結果発表後に、返還猶予の手続きが必要となります。

- ・合格発表後に別途手続き案内を郵便でお送りします。  
合格か不合格かによって手続きが異なります。

※研修修了証明書コピーも併せて提出が必要となります。

実務者研修修了証明書が発行されたら、必ずコピーを保管しておいてください。  
(原本は試験センターへ提出してください)

＜申請に必要な書類＞ 詳細は2ページをご覧ください。

- ①貸付申請書（様式 1） ②業務従事期間証明書（様式 7） ③実務者研修施設の在学証明書
- ④3 か月以内の住民票（申請者と連帯保証人） ⑤個人情報の取扱いについての同意書（様式 8）
- ⑥申請前の確認事項 ⑦申請書提出チェックリスト

#### ＜貸付金の返還免除について＞

以下をすべて満たした場合に、返還免除の申請が可能となります。

- ①実務者研修を修了後、介護福祉士の国家試験に合格し、合格後 1 年以内に介護福祉士登録を行う
- ②介護福祉士登録後、県内の福祉施設等で「介護等の業務」◆注に 2 年間以上継続して従事する  
→ 2 年間とは、介護福祉士として 730 日在籍し、うち 360 日以上（月平均 15 日以上）または週 20 時間以上の従事となります。）

※返還免除となるためには、返還免除申請書類での申請が必要となります。

※家族の扶養の範囲で従事している方についても、免除要件を満たす従事が必要となります。

※介護福祉士の国家試験に合格しなかった場合は、貸付申請年度の受験から、その翌々年度までの受験まで、貸付金返還の猶予期間とすることが可能です。

※研修修了後から返還免除までのお手続きが滞った場合、貸付金の全額返還となる場合があります。

#### ◆注 返還免除対象の「介護等の業務」とは・・・

添付資料『別表 1【返還猶予または返還免除対象の「介護等の業務」に該当する施設および職種について】』をご覧ください。

次の業務は返還免除の対象外業務となります。

サービス提供責任者・管理者などの管理業務、相談業務、事務員、職業指導員など、主たる業務が介護業務でないものは、免除対象外業務です。

#### ■返還となる場合について

貸付申請年度の翌々年度までに介護福祉士試験に合格しなかった場合、また介護福祉士として継続して 2 年間以上介護等の業務に従事しなかったときは、貸付金を返還していただきます。貸付利子は無利子ですが、貸付申請時に返還となった場合の方法を定めることとなっており（最長 10 回以内）、その期限を過ぎた場合は年 3%の延滞利子が元金に対して発生します。

#### 【問い合わせ先】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（福祉人材センター）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 13F

TEL 045-312-4816 ※月～金（土日祝日除く）9：00～12：00、13：00～17：00

(R6. 4)